

社会科学研究所規程

制定 昭和44年5月6日

第1条 龍谷大学学則第70条所定の社会科学研究所（以下「社研」という。）の組織及び運営は、この規程による。

第2条 社研は、社会科学における各分野の枠にとらわれず、相異なる専門分野の研究者との共同研究を推進し、もって新たな社会科学の創造と発展に寄与することを目的とする。

第3条 社研においては、前条の目的を遂行するため次の事業を行う。

- (1) 共同研究
- (2) 関西地方を中心とする地域調査
- (3) 個人研究
- (4) 研究発表及び調査報告等のための紀要及び研究叢書の刊行
- (5) 市民及び学生を対象とする公開講座・講演会の開催
- (6) 研究・調査のため必要な資料の収集・整理・目録の刊行
- (7) 国内外の大学及び研究機関との交流
- (8) 受託研究員（研修員）の受入
- (9) 公共機関、民間団体その他学外からの依頼による研究・調査に関する事業
- (10) その他前条に規定する目的を遂行するために必要な事業

第4条 社研に研究所委員会を設ける。

2 研究所委員会は、社研の運営に関する基本方針を協議決定する。

3 研究所委員会は、次の研究所委員をもって組織する。

- (1) 龍谷大学法・経・営の各学部の教授会より推薦された教員各2名
- (2) 所長
- (3) 専任研究員
- (4) 研究部事務部長
- (5) 社研課長

4 前項第1号による者の任期は、1年とし、再任をさまたげない。

第5条 社研に研究調査部・資料部・事業部を設ける。

2 研究調査部は、第3条に規定する事業のうち、研究及び調査に関する事業を分担する。

3 資料部は、第3条に規定する事業のうち、資料の収集整理及び目録の刊行に関する事業を分担する。

4 事業部は、第3条に規定する事業のうち、紀要、叢書の刊行・公開講座講演会の開催に関する事業を分担する。

第6条 社研につきの職員をおく。

所長	
研究調査部主任	1名
資料部主任	1名
事業部主任	1名
専任研究員	若干名

第7条 所長は、龍谷大学教員中より、学長が研究所委員会の議を経てこれを任命する。

2 所長は、所務を統轄する。

3 所長の任期は、2年とし、再任をさまたげない。

第8条 研究調査部主任・資料部主任・事業部主任は、研究所委員の互選による。

第9条 社研に、第3条に規定する事業のうち、研究調査に関する事業にあたる研究員として、専任研究員・兼任研究員・客員研究員をおく。

- (1) 専任研究員は、別に定める規定により、研究所委員会が推薦したものを学長が任命する。専任研究員の待遇は教員に準ずる。
- (2) 兼任研究員は、社研の研究調査に参加する本学の専任教員であって、所属学部の承認を得た者を所長が推薦し学長が委嘱する。兼任研究員の任期は、1年ないし2年とし、再任をさまたげない。
- (3) 客員研究員は、学外の研究者であって研究所委員会が共同研究、調査に必要と認めた者を所長が推薦し学長が委嘱する。ただし、外国人にして社研において研究を希望する者は、別に定める外国人研究員規程による。

第10条 社研に、社研の事務を処理するために社研事務室を置く。

2 社研事務室に、必要な事務職員を置く。

第11条 本規程の改正は、研究所委員会における全委員の3分の2以上の賛成を得て評議会に上程する。

付 則

本規程は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

付 則（昭和53年7月4日第6条、第9条改正）

この規程は、制定の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

付 則（昭和55年11月11日第9条改正）

この規程は、昭和55年11月11日から施行する。

付 則（平成4年1月16日題名、第1条改正）

この規程は、平成4年1月16日から施行する。

付 則（平成5年1月28日第1条～第6条、第9条、第10条改正）

この規程は、平成5年4月1日から適用する。

付 則（平成6年6月30日第4条改正）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成11年10月28日第3条改正）

この規程は、平成11年10月28日から施行する。

付 則（抄）（平成13年9月27日第4条改正）

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成15年5月15日第4条改正）

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、現に、社会科学研究所事務室事務長にある者は、この規程による課長とみなす。